

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

本仕様書は、南相馬市馬事公苑の自家用電気工作物について、電気事業法に定める保安管理業務を実施し、設備の命数の延長及び不慮の事故の未然防止を図るため定めたものである。

記

1. 業務箇所及び容量等

施設名	需要設備容量	備考
南相馬市馬事公苑	95KVA	

2. 業務内容

- (1) 電気事業法施行規則に係る次の保安管理業務を行うものとする。
 - ① 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう当該電気工作物の点検、測定及び試験を定期的に行うこと。
 - ② 電気工作物の事故発生等の場合は、応急措置の指導及び事故原因の調査並びに再発防止のため、とるべき措置を指導し、必要に応じ精密検査を行うこと。
 - ③ 電気関係法令に基づく立入り検査の立会い。
 - ④ その他電気工作物の維持及び運用を円滑に行うために必要な業務。
- (2) 点検・試験の基準は別紙のとおりとする。
- (3) 点検において、修繕を要する箇所については、毎点検査終了後契約担当者まで見積書を提出するものとする。ただし、契約金額の範囲内で措置できる軽微な修繕(消耗品等)は、請負者の負担とする。

3. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

4. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義については、両者協議して決定するものとする。

消防用設備保守点検業務

1. 業務内容

《消防用設備》

(1) 委託箇所及び消防用設備名 別紙のとおり

(2) 業務内容

- ① 別表の施設の消防用設備について定期点検若しくは臨時点検を行い、設備機能を常に完全な状態に保守するものとする。
- ② 請負者が履行すべき点検業務は前項の委託箇所に設置してある消防用設備とする。
- ③ 保守点検は定期巡回方式とし、下記のとおり行い、臨時点検は設置者より故障発生
の連絡があった場合行うものとする。

点 検 区 分	点 検 実 施 の 回 数
総 合 点 検	年 1 回
外 観 点 検	
機 能 点 検	
精 密 検 査	必要により協議の上行う

- ④ 請負者は、点検業務において技術員（消防設備士及び消防設備点検資格を有する者）を派遣し、この業務を行うものとする。
- ⑤ 点検業務において、修繕を要する箇所については、点検業務完了後契約担当者まで見積書を提出するものとする。ただし、契約金額の範囲内で措置できる軽微な修繕（消耗品等）は、請負者の負担とする。
- ⑥ 請負者は契約期間中における機器の保守について一切の責任を負い、消防用設備が火災又は誤報により作動したときは、発注者の通知を受けた後早急に現場へ急行し適切な処置をとるものとする。

⑦ 点検の内容

消防法施行規則第31条の4第1項の規定による点検を実施するものとする。

- ・ 外観点検：消防用設備機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項を消防用設備の種類に応じて確認のこと。
- ・ 機能点検：消防用設備機器の性能について外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防用設備の種類に応じ、基準に従い確認すること。
- ・ 総合点検：消防用設備機器の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備を使用することにより、当該消防用設備の総合的な機能を消防用設備の種類に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

《消 火 器》

(1) 委託箇所及び点検本数

施設名	本数
南相馬市馬事公苑	24

(2) 点検要領

令和2年12月25日消防庁告示第19号（消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める告示）により実施するものとする。

(3) 点検時の注意事項

- ① 器具の性能に支障がなくともゴミ等の汚れは、はたき、雑巾等で清掃すること。
- ② 合成樹脂製の容器又は部品の清掃には、シンナー、ベンジン等の有機溶剤を使用しないこと。
- ③ キャップの開閉には所定のキャップスパナを用いること。
- ④ 点検または整備のために消火器を所定の位置から移動する場合は、代替消火器を設置しておくこと。
- ⑤ 点検整備において、受託者が点検中に財産等を破損した場合は当該施設管理者と協議すること。
- ⑥ 点検整備において、契約金額の範囲内で処置できる修理（消耗品等）については受託者の負担とし、その他の修繕は委託者の負担とする。

2. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

3. その他

- (1) 請負者は点検日程表を担当者まで提出し、業務実施に際しては各施設管理者と連絡協議の上実施すること。
- (2) 点検結果の報告は、消防用設備等点検結果報告書に消防用設備の種類に応じ別に告示で定める点検票を添付して担当者宛3部提出すること。
- (3) 各施設の消火器の形状等を記載した一覧表を点検報告書に添えて提出すること。

消 防 用 設 備

受 信 機	感 知 器											地 区 音 響 装 置	発 信 機	誘 導 標 識	誘 導 灯	防 火 シ ャ ツ タ ー	防 火 扉 ・ 消 火 栓	屋 内 消 火 備	非 常 放 送 設 備	自 家 用 電 機	救 助 電 袋	ス プ リ ン ク ラ ー	漏 電 火 災 警 報 器	避 難 梯 子	二 酸 化 炭 素 消 火 設 備				
	差 動 式			定温式		煙 式				熱 複 合 ス ポ ツ ト 型	熱 煙 複 合 ス ポ ツ ト 型															煙 複 合 ス ポ ツ ト 型	多 信 号		
	分布型			ス ポ ツ ト 型	ス ポ ツ ト 型	感 知 線 型	スポット型		光 電 離 式 分 型																				
	空 気 管 式	熱 電 対 式	熱 半 導 体 式				イ オ ン 化 式	光 電 式																				非 蓄 積	蓄 積
1	10		12	4			3						6	6	16		4												

浄化槽維持管理業務

本仕様書は、南相馬市馬事公苑に設置されている浄化槽の運転状態を良好に保つと共に水質の保全並びに公害防止のため、下記のとおり維持管理の方法を定めるものである。

なお、本仕様書は業務の概要を列記したもので、詳細については担当係員の指示によるものとする。

記

1. 業務箇所等

箇所名	型式	処理方式	処理対象人員	点検回数
南相馬市馬事公苑	フジヨシ	合併槽	200	1回/月

2. 業務内容

- (1) 浄化槽の正常な機能を保持するため点検回数のとおり槽及び附属機器の機能点検をする。
- (2) スカムの生成及び汚泥の推積状況を点検し、清掃の時期を担当者まで報告する。
- (3) インバート桝、接続管、沈殿室、沈殿池の超流堰及び排水口等に異物等が付着しないようにする。
- (4) ばっ気装置にあつては散気装置が目づまりしないようにすること。
- (5) ポンプ設備にあつては常時作動させること。
- (6) 悪臭が周囲に発散しないように必要な措置を講じること。
- (7) 上記の他、疑義事由については係員の指示による。

3. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

4. その他

- (1) 現場担当者については浄化槽法の規定による認定書の写しを契約担当者まで提出のこと。
- (2) 請負者の行った業務について不十分な場合はやり直しを命ずることができる。
- (3) 業務について施設管理者の指示にしたがうことは勿論、その他問題点が生じたときは契約担当者との協議のこと。

浄化槽清掃業務仕様書

本仕様書は、南相馬市馬事公苑に設置されている浄化槽の運転状態を良好に保つと共に水質の保全並びに公害防止のため、下記のとおり清掃業務の方法を定めるものである。

なお、本仕様書は業務の大要を列記したもので、詳細については担当係員の指示によるものとする。

記

1. 業務箇所及び清掃量等

箇所名	清掃量 (m ³)	型式	処理方式	処理対象人員
南相馬市馬事公苑	13.00	フジヨシ	合併槽	200

2. 業務内容

○ 清掃業務の技術上の基準

- ① 清掃は浄化槽の機能の状態に関する点検に基づいて行うこと。
- ② 沈殿分離室、腐敗室及び汚泥貯流槽の汚泥等の引き出しは全量とすること。
- ③ 汚泥濃縮貯流槽の汚泥等の引き出しは脱離液を流量整槽または爆気槽に移送した後の全量とすること。
- ④ 沈殿分離槽の汚泥等の引き出しは適正量とすること。
- ⑤ 爆気室の汚泥等の引き出しは、張り水後の爆気室の混合液の30分間汚泥沈殿率が、おおむね5%以上10%以下になるように行うこと。
- ⑥ スクリーンにあっては、付着及び沈殿物等を除去し洗浄すること。
- ⑦ 単独処理の施設にあっては、洗浄に使用した水は室内の張り水として使用すること。
- ⑧ 浄化槽の点検及び清掃の記録を2部作成し、1部を浄化槽の管理者に交付し1部を自ら3年間保存すること。

3. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

4. その他

- ① 請負者の行った業務について不十分な場合はやり直しを命ずることができる。
- ② 業務について施設管理者の指示にしたがうことは勿論、その他問題点が生じたときは契約担当者との協議のこと。
- ③ 清掃完了後は請求書に写真及び完了報告書を添えて提出のこと。

機械警備業務仕様書

本仕様書は、南相馬市馬事公苑における火災、盗難及び不良行為を防止し、かつ施設の保全を図って正常な運営を確保するため下記のとおり定める。

記

1. 業務箇所 南相馬市馬事公苑
2. 業務内容等
 - (1) 警備任務
 - ① 火災、盗難及び不良行為の拡大防止。
 - ② 施設の秩序の維持保全。
 - ③ 事故確知時における関係先への通報連絡。
 - ④ 警備報告書の提出。
 - (2) 警備内容
 - ① 機械警備
 - ② 特にやむを得ない事情により機械警備を実施できない場合は、変更事由を文書により提出し、承認を得て当該警備に変わる警備を行うものとする。
3. 警備方法等
 - (1) 機械警備
 - ① 機械警備は24時間実施するものとする。(但し、使用時間は除く)
 - ② 上記において使用時間とは、施設使用者からの警備装置作動解除の信号を受けた時に始まり、警備装置作動開始の信号を受けるまでの時間とする。
 - (2) 警備機械の整備
 - ① 受託者は受託者の使用する機械設備その他の器具を設置し、委託者に貸与し、委託者の専有に属するものとする。
 - ② 受託者は警備機械設備に関し、正常な機能を維持するため保守点検を行い常に正常作動を確認し、万一警備機械の故障により異状を生じたときは遅滞なく警備上の安全処置を講ずるとともに機器の復旧を行うこと。
 - ③ 警備機器の設置及び撤去に要する費用は受託者の負担とする。
 - (3) 警備体制条件
 - ① 警備業務時間中、当該警報機により感知される異状の有無を委託者の定める管制本部に専用回線若しくは一般回線を通じ、自動的に通報するものとする。
 - ② 受託者は警備業務時間中、管制担当員を定め、施設の異状の察知を間断なく行い警備の安全を確立すること。
 - ③ 受託者は警備業務時間中前項により施設に異状事態が発生したことを知った時、遅滞なく警備員を当該物件に急行せしめ、異状事態の確認を行い必要な処置を講ずること。
 - ④ 機械警備については断線監視システムにより常時監視体制をとるものとする。
 - (4) 人事、指揮運営
 - ① 警備実施上必要な権限は受託者に付与する。
 - ② 警備員の人事並びに警備に関する指揮、運営は受託者が行う。
4. 事故報告

事故発生の際はすみやかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。
5. 損害賠償
 - (1) 受託所は警備業務遂行中、受託者の過失（債務不履行の他、受託者の従業員の過失及び不法行為に関する受託者の使用者過失責任を含む。）により生じた委託者の損害については、下記賠償額を限度として保険により委託者に対し、その損害を補償するものとする。

- (2) 前項賠償限度額は、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円也とする。
 - (3) 前1、2項の委託者の損害賠償請求は、その損害発生の日から7日以内に書面をもって受託者に通告するものとする。委託者が前記通告を怠ったときは、受託者は委託者に対する損害賠償又は補償の責を免れる。
 - (4) 第2項に規定する限度額を越える部分については、法令又は社会通念に照らし、相互協議の上定めるものとする。
6. 鍵の預託
- 警備実施に必要な鍵は両者相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重に取扱い保管すること。
7. 環境への配慮
- 南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。
8. その他
- (1) 受託者はその他警備上必要と認める事項等について、委託者に指導、助言を行うものとする。
 - (2) 警備実施上、この仕様書に定めのない事項について必要ある限り、両者協議し本書に付加条項を添付する。

清掃業務仕様書

1. 業務内容 南相馬市馬事公苑の床及び窓ガラスの清掃
 (清掃内容)
 - ・床：ワックス除去、洗浄、ワックスがけ
 ※ただし、板張り、コンクリート仕上げ、タイル、絨毯畳部分を除く。
 - ・窓ガラス：全面清掃
 (清掃箇所)
 - ・管理棟床、窓ガラス
 - ・宿舎床、窓ガラス
 - ・審判棟床、窓ガラス

2. 環境への配慮
 南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

庭木維持管理業務仕様書

この業務は、南相馬市馬事公苑庭園内の植栽管理を施し、樹木の剪定を行い、庭園の美化及び樹木の育成保護を目的に次の業務を行う。

1. 業務内容
 - ①業務範囲
 - (1) 馬事公苑庭園の施肥、剪定、枝打ち
除草、芝刈りを適時に行う。
 - (2) 業務実施の際は、現場代理人及び主任
技術者を置き、実施するものとする。
 - ②作業時間
 - (3) 作業時間は、原則的には平日行い、概ね8時30分から午後5時までの間とする。
 - (4) 時間内に実施できないときは、予め担当者との協議の上、実施すること。
2. 報告等 報告等については、作業行程ごとに確認のできる写真を添付の上報告すること。
3. その他 業務遂行上疑義が生じた場合、契約者と協議の上決定する。
4. 環境への配慮 南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。